

日弁連司法制度改革推進計画に基づく主な取組事項

平成15年4月14日
日本弁護士連合会

第1 弁護士制度の改革

1 弁護士の社会的責任（公益性）の実践

- 弁護士がその使命にふさわしい職業倫理を保持するために、「弁護士倫理」を今日の状況に応じて改めるため、2001年（平成13年）4月20日に外部委員5名を含む弁護士倫理委員会を設置し、弁護士倫理の全面的改正に着手した。弁護士法の改正状況も踏まえ、まもなく第一次改正草案の答申がなされる状況にある。
- 弁護士の公益活動の具体的内容と義務としての位置付けを検討するため、日弁連弁護士制度改革推進本部内に、弁護士・弁護士会の在り方検討部会を設置し、検討を開始している。すでに一部弁護士会（例えば第一東京弁護士会、第二東京弁護士会等）では、公益活動を義務化する会則改正を行い実施している。

2 弁護士の活動領域の拡大

- 弁護士の公務就任、営業等の自由化、届出制への移行による弁護士の活動領域の拡大に対応して倫理規定を整備するため、弁護士法30条の改正に伴う「弁護士倫理」の改正につき、弁護士倫理委員会に諮問した。

3 弁護士へのアクセス拡充

①法律相談活動の充実

- 全国のゼロワン地区は2003年4月1日の時点で61か所（弁護士が0人の支部21、1人の支部40）であり、2001年10月に比べ3か所減っている。そのうち法律相談センター、公設事務所のいずれも設置されていない地区は4か所であるが、全ての地域で公設事務所の設置が予定されており、法律相談センターも公設事務所もない地区はなくなる予定である。
- 日弁連公設事務所・法律相談センターでは、昨年（2002年）より公設事務所設置等による弁護士過疎地域への弁護士派遣に協力してもらえる事務所の応募をよびかける活動を実施している。本年（2003年）も協力事務所の募集に取り組んでおり、2月6日現在で80の事務所から応募がなされている。
- 2002年度中に全国で20か所以上の公設事務所を開設することを目標としていたが、本年4月7日現在で開設済みの弁護士常駐型公設事務所は、4月1日に開所した長崎県平戸市の公設事務所を加え、16か所となっており、法律相談センター拡充型公設事務所は3か所である。また5月6日には沖縄県平良市でオープンする予定となっている。現在、弁護士常駐型の公設事務所を開設することが決定し、または既設の

公設事務所の弁護士の任期満了に伴い、弁護士の募集をしているのは、名寄市、留萌市、むつ市、二戸市、宮古市、水沢市、輪島市、小浜市、浜田市、福江市、対馬の11か所である。

また、都市型の公設事務所を開設する取組も始まっており、2001年に、大阪弁護士会、第二東京弁護士会が都市型公設事務所を開設し、2002年6月には、東京弁護士会が都市型公設事務所を開設した。

②弁護士報酬の透明化・合理化

- 弁護士報酬の透明化・合理化をはかるため、2002年（平成14年）2月4日に日弁連弁護士制度改革推進本部内に、弁護士報酬問題検討部会を設け、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、依頼者に対する報酬等説明義務、委任契約書作成義務等につき、規則の整備を検討している。同時に弁護士報酬基準規程廃止後の利用者の目安として2002年（平成13年）9月30日付けで、全弁護士に対する典型事例に関する報酬のアンケートを行い内容を集約した。今後も同アンケートは継続して行い、結果を公表していく予定である。

③弁護士情報の公開

- 弁護士情報の更なる公開につき検討するため、2002年（平成14年）2月4日に日弁連弁護士制度改革推進本部内に弁護士情報公開等検討部会を設け、検討を行っている。

4 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

- 法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、隣接法律専門職種等との協働化を推進するための方策を検討するため、2002年（平成14年）2月4日に日弁連弁護士制度改革推進本部内に、弁護士法72条問題等検討部会を設け、ワンストップサービスの在り方等につき、検討を行っている。
- 弁護士の専門性を強化し、弁護士の業務能力を一層高めるため、研修の義務化を含めた弁護士の継続教育を一層充実・実効化するため、2003年（平成15年）6月を目処に、日弁連総合研修センターを設置する方向で、検討を進めている。

5 弁護士会の在り方

①弁護士会運営の透明化等

- 弁護士会運営の透明化を図るため、①業務、財務の情報公開、②日弁連総会、同議事録の公開、③市民委員会の設置等からなる「日弁連の会務運営の透明化のための基本方針」を策定し、2002年（平成14年）12月10日の第14回法曹制度検討会で公表している。また、2002年（平成14年）2月4日に日弁連弁護士制度改革推進本部内に、弁護士情報等公開等検討部会を設け、同部会で日弁連情報公開規則案、日弁連記録等管理保存規則案、日弁連市民委員会規則案等の検討を行っている。

②綱紀・懲戒手続の整備

- 綱紀・懲戒手続について、綱紀審査会制度の導入、日弁連綱紀委員会を弁護士法上

の機関とする、単位会綱紀委員会の参与委員の外部委員化などの整備内容につき、2度の臨時総会（平成14年2月28日、同年12月5日）において、決議している。また、弁護士法の改正に伴う会則等の改正作業に着手しており、本年度秋に臨時総会を開催し内容を確定する予定である。

- 依頼者の利益保護の見地から、弁護士会の苦情処理制度の適正化するため、全国における苦情相談窓口の一層の整備を図るため、全国連絡協議会を昨年12月に開催し、本年6月にも開催予定である。この全国連絡協議会を毎年開催していくとともに、この問題を継続して検討していくために、「市民窓口及び紛議調停に関するワーキンググループ」を設置し、市民窓口の「統一処理票」「統一統計基準」の検討を引き続き行っている。

5 弁護士の国際化、外国法事務弁護士等との提携・協働

- 各国の法制度整備支援として現在行っている主な事業として、日弁連カンボジア弁護士会プロジェクト（年間事業費3000万円余）、JICAカンボジア司法支援（長期専門家派遣等）、JICAベトナム司法支援（長期専門家派遣等）、JICAインドネシア司法支援調査（2003年1月調査団員派遣）、JICAラオス司法支援調査（2002年12月講師派遣）、日弁連ウズベキスタン調査（2002年10月実施済）、経済産業省アセアンITプロジェクト（2002年度後期、事業費約1500万円）等がある。
- 上記のような司法支援活動登録弁護士の登録者数は約100名おり、外国人研修生受け入れ事務所登録制度の登録事務所は50事務所である。また、研修生受け入れ登録事務所の増加に向けて、日弁連ホームページ等を活用していく予定である。
- 本年9月に東京で開催されるLAWASIA大会において日弁連が担当する人権セッションについての準備を進めている。
- 弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務体制の強化、弁護士及び弁護士会の国際交流等を更に推進することを検討中である。
- 日本弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働を積極的に推進することに関し、法案の作成状況を踏まえ、会規変更などの対応を行う予定である。

6 隣接法律専門職種的位置付け

- 弁護士法第72条については、その規制内容の明確化を検討するため2002年（平成14年）2月4日に日弁連弁護士制度改革推進本部内に、弁護士法72条問題等検討部会を設け、検討を行っている。

第2 法科大学院に関する取組

- 2004年4月に開校する法科大学院において、実務と理論を架橋する教育が適切に実施されるよう、日弁連・弁護士会は、弁護士実務家教員候補者名簿の整備、実務

基礎科目群をはじめ各科目に関する教材・カリキュラム作成と各種研究会の組織、教育方法・臨床法学教育の在り方に関するシンポジウムの開催（本年3月15日、財団法人日弁連法務研究財団と共催）、研究者教員の実務研修の実施などの各種の取り組みを行ってきている。

- 資力の十分でない者が経済的理由から法科大学院に入学することが困難とならないよう、日弁連・弁護士会は、奨学金等の各種支援制度に関する政策提言、法曹志望者に対する学費・奨学金問題に関するアンケート調査（回答者数約5500名）、奨学金・教育ローン等問題に関するシンポジウムの開催（本年2月12日）、地方自治体と連携しての奨学金制度の創設などの取り組みを行ってきている。
- 第三者評価（適格認定）制度が法科大学院の質を適切に担保する制度として機能するよう、日弁連は、その制度設計について所要の対応を行ってきたほか、財団法人日弁連法務研究財団が認証評価機関として第三者評価事業を実施し得るよう、必要な取り組みを行ってきている。
- 司法修習の管理・運営に関しては、本年3月に制定された司法修習委員会規則（最高裁判所規則第11号）の制定に向けて日弁連としても所要の対応を行ってきた。今後、同委員会で新司法修習の制度設計が行われることになるが、日弁連からも同委員会に対して委員・幹事を推薦するとともに、対応組織を設置して必要な対応を行う予定である。
- 法科大学院に関する事項につき継続的、総合的に対応するため、日弁連内に、法曹養成対策室を設け、常勤弁護士を配して対応体制を整えている。

第3 裁判員制度の導入に関する取組

- 裁判員制度の具体的制度設計に関する検討を行い、2002年（平成14年）7月、日弁連司法改革実現本部名で『裁判員制度』の具体的制度設計要綱』を作成した。また、同年8月『裁判員制度』の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針』を理事会で承認し、記者発表した。
- 模擬裁判員裁判の全国実施を各弁護士会に要請し、2001年（平成13年）4月以降、模擬裁判員裁判（一部模擬陪審裁判を含む）を実施した会で報告があったのは33会、実施予定が4会である。
- 裁判員制度に対する市民の関心を高めるためドラマを作成し、2003年（平成15年）4月2日の東京上映会を皮切りに全国で上映会を行う予定であり、すでに60カ所以上の上映予定が決定している。上映済みの会場では何れも好評を博している。
- 2003年（平成15年）6月19日に、「市民参加の刑事手続の在り方」をテーマとした国際会議を開催し、市民が参加した刑事手続を実施している諸外国から市民参加及び刑事手続に造詣の深い専門家を招いて、市民参加の刑事手続の在り方について討論し、その結果を、裁判員制度・刑事検討会の検討に反映させることを予定している。

第4 弁護士任官に関する取組

- 「21世紀日本社会の司法を担う質の高い裁判官を確保するため、弁護士任官の推進及び判事補が弁護士の職務経験を積む制度を実効あらしめる具体的な措置を講ずること等」を目的として、2001年（平成13年）4月以来、最高裁との間で協議を行っている。
- 同年12月7日には、日弁連の推薦基準及び推薦基準に基づく新たな弁護士任官等に関する協議の取りまとめ案につき合意し、その内容を共同記者会見で公表した。
- この取りまとめ以後の協議会では、非常勤裁判官及び判事補の他の法律専門職経験についての具体的制度設計を中心に協議を行い、2002年（平成14年）8月23日には、いわゆる非常勤裁判官制度の創設について合意に達し、その内容を共同記者会見で公表した。
- 2002年（平成14年）11月15日、弁護士任官と判事補の他の法律専門職経験を中心とした「裁判官制度改革に向けた実践」をテーマに、第19回司法シンポジウムを開催した。裁判官制度が、キャリア裁判官と弁護士任官裁判官のいわば両建てのシステムになっているオランダ王国のアムステルダム高等裁判所長官N・シッパー氏の講演と、最高裁判所総務局長を含む各界からのパネリストによるパネルディスカッションを行い、内外から、約700名の参加があった。
- 上記司法シンポジウムでの成果を継承し、今後継続して活動する特別委員会として、弁護士任官等推進センターを設置し、(1)弁護士任官・非常勤裁判官任官の推進及び判事補の弁護士経験制度の推進に関し、日本弁護士連合会、各弁護士会及び各弁護士会連合会のとるべき施策について調査研究し、これを実践すること、(2)各弁護士会及び各弁護士会連合会における弁護士任官等担当理事者及び実務担当者との連絡調整を行い、相互間の経験交流を促進すること、(3)その他弁護士任官等に関して必要な活動を行うことを活動内容として、2003年（平成15年）1月10日より活動を開始している。

別紙目録

- 1 日弁連・弁護士会によるリーガルサービスの実績
- 2 法律相談センター等設立状況全国地図
- 3 裁判員ドラマ（チラシ）